

【新たな支援】

1. 第二種奨学金の貸与期間延長（最高学年の学生対象）

- ・対象学年 最高学年
- ・対象者の要件（次の①～③の全てを満たす者）
 - ① 令和2年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者
※令和2年度の途中で貸与終了する者を含みます。
 - ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者
 - ③ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

2. 第二種奨学金の継続貸与（休学中の学生対象）

- ・対象学年 全学年
- ・対象者の要件（次の①～③の全てを満たす者）
 - ① 令和2年度に第二種奨学金の貸与を受けている者
 - ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者
※ 令和2年4月以降、既に休学し当該活動を行っている者も対象です。
※ 申請時において既に復学し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。
※ 令和3年4月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。
 - ③ ②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者
※ 「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

3. 第二種奨学金の新規貸与（休学中の学生対象）

- ・対象学年 全学年
- ・対象者の要件(以下の①～④の要件を全て満たすこと)
 - ①第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること
 - ・第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
 - ・家計基準は、本機構で2020年度（2019年分）の収入情報を確認します。
 - ②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
 - ③新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度（2020年度）中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている学生
 - ・ 推薦時に当該活動を行っていないくとも、令和3年3月までに休学し当該活動を開始する者も対象です。
 - ・ 申請時において既に活動が終了し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。
 - ・ 令和3年4月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。
 - ④当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

4. 緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集

- ・対象学年 全学年
 - ・対象者の要件（以下の要件を全て満たすことが必要です）
 - ①第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること
 - ※家計基準は、本機構で確認します。
 - ②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
 - ③家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間150円以上ではないこと）
 - ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
 - ⑤学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（新型コロナウイルス感染症拡大前より50%以上減少）したこと
- ※③～⑤は当該要件を確認した上で、大学等が推薦

【必要書類・〆切】

支援	必要書類	学生係宛て〆切	スカラネット入力〆切
1	①「第二種奨学金貸与期間延長願」(様式9)	令和2年12月22日	/
	②「事情書」		
2	①「休学时奨学金継続願」		
	②「事情書」		
3、4	「貸与奨学金案内」を専攻事務より入手してください	令和3年1月13日	令和3年1月25日

ご質問がございましたら、学生係までご連絡下さい。

(担当)
学務課学生係
TEL 046(858)1525, 1526
e-mail:gakusei@ml.soken.ac.jp